

基 発 0502 第 2 号
平成 23 年 5 月 2 日

都道府県労働局長 殿

労働基準局長
(公 印 省 略)

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律等
の施行について（労働基準局関係）

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災については、未曾有の被害をもたら
し、労働基準関係行政においてもこれまで必要な対応を図ってきたところである。
今般、その被害の甚大さに鑑み、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及
び助成に関する法律（平成 23 年法律第 40 号。以下「震災特別法」という。）、東日
本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び
第三項の市町村を定める政令（平成 23 年政令第 127 号。以下「特定被災区域政令」
という。）及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律
の厚生労働省関係規定の施行等に関する省令（平成 23 年厚生労働省令第 57 号。以
下「震災特別省令」という。）が制定され、これらにより更なる措置を講じること
としたところである。

その内容は下記のとおりであるので、貴職におかれては、趣旨を十分に理解の上、
積極的な周知をはじめとして、その円滑な施行に万全を期されたい。

記

第 1 共通事項

1 東日本大震災の定義（震災特別法第 2 条第 1 項関係）

東日本大震災とは、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震及
びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいうこと。

2 特定被災区域の定義（震災特別法第 2 条第 3 項関係）

特定被災区域とは、東日本大震災に際し災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）
が適用された市町村及びこれに準ずる市町村として特定被災区域政令で定める
ものであり、具体的には別紙のとおりであること。

第 2 労働者災害補償保険法、石綿による健康被害の救済に関する法律の死亡に係 る給付の支給に関する規定の適用の特例（震災特別法第 79 条及び第 83 条関係）

1 措置の概要

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震（以下「本件地震」という。）によって多くの行方不明者が発生しているところ、これらの者については、取調べを行った官庁により、戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）第 89 条の規定に基づく市町村長に対する死亡報告がなされなければ、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 30 条第 2 項の規定により、行方不明となってから 1 年後に失踪宣告が行われるまで、死亡が法的に確定しないこととなる。

この場合、これら行方不明者の残された家族に対しては、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号。以下「労災保険法」という。）の遺族補償給付等が 1 年間支給されないこととなるが、行方不明者の残された家族の生活再建に資するためには、速やかに遺族補償給付等を支給することが望ましいこと等から、本件地震により行方不明となった者の生死が本件地震の発生日（平成 23 年 3 月 11 日）から 3 か月間わからない場合又はその者の死亡が本件地震の発生日から 3 か月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期がわからない場合の労災保険法等の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用について、本件地震の発生日に、その者は、死亡したものと推定する旨の特例規定を設けたこと。

2 特例の対象となる給付の範囲

この特例の対象となる労災保険法及び石綿による健康被害の救済に関する法律（平成 18 年法律第 4 号。以下「石綿救済法」という。）の「死亡に係る給付」は、それぞれ以下のとおりであること。

(1) 労災保険法関係

- ① 遺族補償給付（労災保険法第 12 条の 8 第 1 項第 4 号）
- ② 葬祭料（労災保険法第 12 条の 8 第 1 項第 5 号）
- ③ 遺族給付（労災保険法第 21 条第 4 号）
- ④ 葬祭給付（労災保険法第 21 条第 5 号）
- ⑤ 障害補償年金差額一時金（労災保険法附則第 58 条）
- ⑥ 障害年金差額一時金（労災保険法附則第 61 条）
- ⑦ 未支給の保険給付（労災保険法第 11 条）

なお、遺族補償年金の支給を受けていた者が本件地震により行方不明となった場合については、他の受給資格者があるときは年金の転給を行い（労災保険法第 16 条の 4）、他の受給資格者がなく、かつ、これまで支給された年金の合計額が労災保険法第 16 条の 6 第 1 項第 1 号の遺族補償一時金の額に満たないときはその差額を支給する（労災保険法第 16 条の 6 第 1 項第 2 号）ものとする。遺族年金の支給を受けていた者が本件地震により行方不明となった場合についても同様の取扱いとすること。

また、特別支給金、労災就学等援護費等の支給についても、上記給付の支給と同様の取扱いとすること。

(2) 石綿救済法関係

- ① 特別遺族給付金に係る未支給の給付（石綿救済法第 64 条第 1 項の規定に

より準用される労災保険法第 11 条)

なお、特別遺族給付金のうち、特別遺族年金の支給を受けていた者が本件地震により行方不明となった場合についても、(1) のなお書と同様の取扱いとすること (石綿救済法第 61 条、第 62 条第 2 号)。

3 他の法律に基づく給付に関する特例規定

厚生年金保険法 (昭和 29 年法律第 115 号)、国民年金法 (昭和 34 年法律第 141 号)、船員保険法 (昭和 14 年法律第 73 号) の死亡に係る給付についても同様の特例規定が設けられたこと。したがって、支給決定を行う際は、労災保険法に基づく給付と厚生年金保険法又は国民年金法に基づく給付との調整に留意すること。

4 その他

施行に係る運用上の留意点については、別途通知するものであること。また、法律の公布日 (平成 23 年 5 月 2 日) 以降、本特例規定に係る請求を受け付けることとし、当該通知に基づき事務処理を行うこと。

第 3 中小企業退職金共済法の死亡に係る退職金の支給に関する規定の適用の特例 (震災特別法第 80 条関係)

1 措置の概要

中小企業退職金共済法 (昭和 34 年法律第 160 号。以下「中退法」という。) の死亡に係る退職金について、上記第 2 の 1 と同様の事情により、行方不明者の残された家族に対して 1 年間は支給されないこととなるが、行方不明者の残された家族の生活再建に資するためには、速やかに当該退職金を支給することが望ましいこと等から、本件地震により行方不明となった者の生死が本件地震の発生日から 3 か月間わからない場合又はその者の死亡が本件地震の発生日から 3 か月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期がわからない場合の中退法の死亡に係る退職金の支給に関する規定の適用について、本件地震の発生日に、その者は、死亡したものと推定する旨の特例規定を設けたこと。

2 特例の対象となる給付の範囲

この特例の対象となる中退法の「死亡に係る退職金」は以下のとおりであること。

- (1) 被共済者の退職が死亡によるものである場合の退職金共済契約における退職金 (中退法第 10 条)
- (2) 被共済者が死亡した場合の特定業種退職金共済契約における退職金 (中退法第 43 条)

第 4 労働保険料等の免除の特例 (震災特別法第 81 条及び第 84 条並びに震災特別省令第 12 条から第 19 条まで関係)

- 1 労働保険料 (第 2 種特別加入保険料、印紙保険料及び特例納付保険料を除く)。

以下同じ。)及び特別保険料の免除措置

(1) 措置の概要

政府は、本件地震の発生日において特定被災区域に所在していた労働保険の適用事業（有期事業にあつては、事業主の事務所が同日において特定被災区域に所在していたもの）の事業主から申請があつた場合において、当該事業が東日本大震災による被害を受けたことにより、当該事業に使用される労働者に対する賃金の支払に著しい支障が生じていることその他の労働保険料の支払が困難であると認められる事情（以下「労働保険料の免除に係る事情」という。）が生じている場合、労働保険料の免除に係る事情が生じている期間（1か月を単位として該当性を判断するものとし、最長で平成23年3月から平成24年2月までとする。以下「労働保険料の免除対象期間」という。）に係る労働保険料を免除することができることとしたこと。

また、これにより労働保険料を免除された事業の事業主は、失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う労働省令の整備等に関する省令（昭和47年労働省令第9号）第8条に規定する特別保険料の徴収期間から、労働保険料の免除対象期間を除くものとしたこと。

(2) 被害の範囲

(1)において、「東日本大震災による被害を受けたこと」とは、以下の事由により、事業所が休業又は事業活動が縮小した場合とすること。

- ① 東日本大震災により事業所が損壊（生産設備の損壊等も含む。）するなど直接的な被害が生じている場合。
- ② 事業の実施に必要な電気、ガス、工業用水等の施設の被害や搬入道路の遮断等により被害が生じている場合。
- ③ 福島第一原子力発電所の事故により、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）に基づく警戒区域、計画的避難区域又は緊急時避難準備区域の設定に伴う被害が生じている場合。
- ④ 福島第一原子力発電所の事故により、原災法に基づく食品の出荷制限又は摂取制限による被害が生じている場合。
- ⑤ その他①から④に準じる理由により、適用事業所の事業が大震災による被害を受けた場合であつて、その被害の状況を総合的に勘案し、不可避免的に休業又は事業活動の縮小を余儀なくされたと判断される場合。

(3) 労働保険料の免除に係る事情

(1)において、労働保険料の免除に係る事情とは、事業の全部若しくは一部が休業又は事業活動が縮小していることにより、月単位でみた労働者一人当たりの賃金額が、東日本大震災発生前の直近の額と比較して2分の1未満となっている場合がこれに該当すること。

ただし、事業主から休業手当が支払われている場合は、当該月単位でみた労

働者一人当たりの賃金額の算定には含めないこと。

なお、第1種特別加入保険料及び第3種特別加入保険料の免除においては、それぞれの特別加入の前提となる保険関係に係る事業が同様の状態にあるか否かをもって労働保険料の免除に係る事情に該当するか否かを判断すること。

(4) 一般保険料、第1種特別加入保険料及び第3種特別加入保険料の免除額の算定

① 一般保険料の免除額

労働保険料の免除対象期間の賃金総額に一般保険料に係る保険料率を乗じて得た額に相当する額としたこと。

② 第1種特別加入保険料の免除額

労働者災害補償保険法施行規則（昭和33年労働省令第22号。以下「労災則」という。）第46条の20第1項の給付基礎日額に应ずる労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和47年労働省令第8号。以下「徴収則」という。）別表第4の右欄に掲げる額を12で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げる。）に労働保険料の免除対象期間の月数を乗じて得た額の総額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）に第1種特別加入保険料率を乗じて得た額としたこと。

③ 第3種特別加入保険料の免除額

労災則第46条の25の3において準用する労災則第46条の20第1項の給付基礎日額に应ずる徴収則別表第4の右欄に掲げる額を12で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げる。）に労働保険料の免除対象期間の月数を乗じて得た額の総額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）に第3種特別加入保険料率を乗じて得た額としたこと。

(5) 免除の申請

労働保険料の免除を受けようとする事業主は、次の①及び②に掲げる事項を記載した申請書に、労働保険料の免除に係る事情が生じていることを明らかにすることができる書類を添付し、これを事業場の所在地を管轄する都道府県労働局労働保険特別会計歳入徴収官（以下「所轄都道府県労働局歳入徴収官」という。）に提出することによって申請を行うものとする。

① 事業の名称及びその行われる場所並びに事業主の氏名又は名称及び住所又は所在地

② 労働保険料の免除に係る事情が生じるに至った年月

(6) 要件に該当しなくなった旨の届出

労働保険料の免除の対象とされた事業の事業主は、平成24年2月までの間において、労働保険料の免除に係る事情がなくなったときは、速やかに、次の①及び②に掲げる事項を記載した届書を事業場の所在地を管轄する都道府県労働

局長に提出することによって届け出るものとする。

① 事業の名称及びその行われる場所並びに事業主の氏名又は名称及び住所
又は所在地

② 労働保険料の免除に係る事情がなくなった年月

(7) 事業主への通知等

都道府県労働局歳入徴収官は、(1)により保険料の免除を行った場合は、当該免除に係る事業主に、免除を行った旨の通知を行うこととしたこと。

また、当該通知を受けた事業主は、その旨を雇用保険の被保険者に通知しなければならないとしたこと。

2 第2種特別加入保険料の免除措置

(1) 措置の概要

政府は、本件地震の発生日に特定被災区域に所在していた第2種特別加入者について、当該第2種特別加入者の団体（労災保険法第35条第1項の規定により当該第2種特別加入者に関して労働者災害補償保険の適用を受けることにつき承認を受けた団体をいう。以下「第2種特別加入者の団体」という。）から申請があった場合において、当該第2種特別加入者が東日本大震災による被害を受けたことにより、第2種特別加入保険料の支払が困難であると認められる事情（以下「第2種特別加入保険料の免除に係る事情」という。）が生じている場合、第2種特別加入保険料の免除に係る事情が生じている期間（1か月を単位として該当性を判断するものとし、最長で平成23年3月から平成24年2月までを限度とする。以下「第2種特別加入保険料の免除対象期間」という。）に係る第2種特別加入保険料の額を免除することができることとしたこと。

(2) 被害の範囲

(1)において、「東日本大震災による被害を受けたこと」とは、1(2)と同様であること。

(3) 第2種特別加入保険料の免除に係る事情

(1)において、第2種特別加入保険料の免除に係る事情については、別途通知すること。

(4) 第2種特別加入保険料の免除額の算定

本件地震の発生日において特定被災区域に所在し、かつ、第2種特別加入保険料の免除に係る事情が生じている第2種特別加入者の労災則第46条の24において準用する労災則第46条の20第1項の給付基礎日額に应ずる徴収則別表第4の右欄に掲げる額を12で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げる。）に当該第2種特別加入者について第2種特別加入保険料の免除対象期間の月数を乗じて得た額の総額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）に第2種特別加入保険料率を乗じて得た額としたこと。

(5) 免除の申請

第2種特別加入保険料の免除を受けようとするときの申請に係る手続は、1（5）に準じて第2種特別加入者の団体が行うこととする。

（6）要件に該当しなくなった旨の届出

第2種特別加入保険料の免除の対象とされた第2種特別加入者の団体は、当該免除に係る第2種特別加入者が、平成24年2月までの間において、第2種特別加入保険料の免除に係る事情がなくなったときは、1（6）に準じて手続を行うこととする。

（7）第2種特別加入者の団体への通知

都道府県労働局歳入徴収官は、（1）により第2種特別加入保険料の免除を行った場合は、当該免除に係る第2種特別加入者の団体に、免除を行った旨の通知を行うこととしたこと。

3 一般拠出金の免除措置

（1）措置の概要

政府は、本件地震の発生日において特定被災区域に所在していた労災保険の適用事業（有期事業にあつては、事業主の事務所が同日において特定被災区域に所在していたもの）の事業主から申請があつた場合において、当該事業が東日本大震災による被害を受けたことにより、当該事業に使用される労働者に対する賃金の支払に著しい支障が生じていることその他の一般拠出金の支払が困難であると認められる事情（以下「一般拠出金の免除に係る事情」という。）が生じている場合、平成23年度の一般拠出金を免除することができることとしたこと。

（2）被害の範囲

（1）において、「東日本大震災による被害を受けたこと」とは、1（2）と同様であること。

（3）一般拠出金の免除に係る事情

（1）において、一般拠出金の免除に係る事情とは、1（3）と同様であること。

（4）免除の申請

一般拠出金の免除を受けようとするときの手続は、1（5）と同様であること。

（5）事業主への通知等

都道府県労働局歳入徴収官は、（1）により一般拠出金の免除を行った場合は、当該免除に係る事業主に、免除を行った旨の通知を行うこととしたこと。

4 代理人の選任に関する規定の適用

1から3までの労働保険料等の免除に係る申請又は届出について、徴収則第73条（厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則（平成18年厚生労働省令第39号）第2条の6において準用する場合を含む。）の代理人の選任に関する規定を準用することとしたこと。

5 労働保険料等の免除に係る運用上の取扱い等について

1 から 3 までの労働保険料等の免除については、その運用上の詳細な取扱い等について、別途通知するものであること。また、その申請は、平成 23 年度の年度更新手続において受け付けるものとする。

第 5 施行日等

震災特別法、特定被災区域政令及び震災特別省令は公布の日（平成 23 年 5 月 2 日）から施行すること。ただし、上記第 4 については、平成 23 年 3 月 1 日から適用すること。

(別紙)

特定被災区域一覧 (H23. 5. 2)

[青森県] (2市2町)

八戸市、※三沢市、上北郡おいらせ町、※三戸郡階上町

[岩手県] 全域

[宮城県] 全域

[福島県] 全域

[茨城県] (30市7町2村)

水戸市、日立市、土浦市、※古河市、石岡市、※結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、銚田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、同郡大洗町、同郡城里町、那珂郡東海村、久慈郡大子町、稲敷郡美浦村、同郡阿見町、同郡河内町、北相馬郡利根町

[栃木県] (9市7町)

宇都宮市、※足利市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、芳賀郡益子町、同郡茂木町、同郡市貝町、同郡芳賀町、塩谷郡高根沢町、同郡那須町、同郡那珂川町

[千葉県] (17市6町)

千葉市、※銚子市、※市川市、※船橋市、※松戸市、※成田市、※佐倉市、※東金市、旭市、習志野市、※八千代市、我孫子市、浦安市、※印西市、※富里市、香取市、山武市、※印旛郡酒々井町、※同郡栄町、※香取郡多古町、※同郡東庄町、山武郡九十九里町、※同郡横芝光町

[新潟県] (2市1町)

十日町市、上越市、中魚沼郡津南町

[長野県] (1村)

下水内郡栄村

※は災害救助法の適用市町村以外の市町村

